

平成 26 年度 ベストプラクティス 募集要領

1. ベストプラクティス表彰の趣旨

ベストプラクティス表彰は、外国人技能実習制度の活用に関して積極的な取り組みを行い、優れた実績を残している事業者、個人を表彰し、それを通じて、同制度の建設業界における普及啓発、活用促進を図るために実施する。

2. 公募対象者

(1) 公募の対象は、外国人技能実習制度を活用し、下記「3.」で示した事例等を実践している下記の者とする。

- 1) 建設事業者
- 2) 建設事業者グループ（建設事業者グループの中に他の産業分野に属する事業者等がいる場合も対象とするが、建設事業者がグループ内で主たる役割を担っていること）
- 3) 建設事業者団体
- 4) 外国人技能実習制度関連事業者
- 5) 個人 等

(2) 過去 5 年間で公的機関による懲罰の履歴がない等、本事業趣旨に相応しい者とする。

3. 対象となる取組み

対象となる取組みは、外国人技能実習制度を活用し、優れた実績を残している取組みで、その内容の公開、活用等について取組み実施者が了解しているものとする。

【取組みの事例】

① 日本語能力の向上を図る取組み

- ・ 入国前教育を含め日常会話能力の向上、日本語能力試験への取組み

- ② 技能取得の高度化や向上を図る取組み
 - ・ 技能実習生の能力の向上のために技能検定取得等の目標を掲げ、そのための教育・指導を実施する等の取組み
- ③ 技能実習生の意欲向上を図る取組み
 - ・ 技能実習生の交流、実習企業内外ネットワーク形成、表彰等による技能実習の意欲向上に向けた取組み
- ④ 安全衛生意識の向上を図る取組み
 - ・ 現場での事故、トラブル等を未然に防止する安全衛生教育の取組み
 - ・ 講習会開催、ガイドブック作成、DVD映像など安全衛生啓発活動推進の取組み
- ⑤ 技能修得に専念できる環境の整備に向けた取組み
 - ・ 地域社会との交流、トラブル防止教育、メンタルヘルスケアの実施等
- ⑥ 外国人技能実習生帰国後のフォローアップ充実を図る取組み
 - ・ 実習生帰国後のネットワーク構築の取組み(人材登録)
 - ・ 実習生帰国後の就職支援への取組み(特に日本建設会社への就業)
 - ・ 帰国した外国人技能実習生に対し、継続的に日本の技術移転をする取組み
- ⑦ 技能実習経験者の海外工事での活用に向けた取組み
 - ・ 海外進出日系建設会社の工事における、外国人技能実習制度経験者の迅速かつ適切な供給に向けた取組みなど

4. 審査方法と審査の観点

〔審査方法〕

外部の有識者を含む審査委員会を設置し、書類審査、審査会を経て、表彰対象事業を決定する。

審査結果については、結果の如何に関わらず申請者に書面で通知する。

〔審査の観点〕

審査にあたっては主に以下の諸点を重視して総合的に評価を行う。

- ・ 事業実施効果
- ・ 事業の独創性
- ・ 他の事業者への応用性
- ・ 外国人技能実習制度の活用促進効果 等

5. 応募について

(1) 応募期間

平成 26 年 12 月 1 日（月）～平成 26 年 12 月 31 日（水）

(2) 応募書類の提出

定められた応募書類（別紙参照）の正本 1 部、副本 1 部を郵送で応募期間内に下記宛に提出のこと。

(提出先)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 8 階
(一社)日本建設業連合会 企画調整部
ベストプラクティス表彰事務局 宛

(注) 1 応募書類の書式は、(一社)日本建設業連合会のホームページから入手可能

(HP アドレス) <http://www.nikkenren.com/>

2. 提出された応募書類に不明な点があるときは、担当職員から問い合わせをする場合がある。
3. 必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。
4. 提出された応募書類は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しない。又、応募書類は返却しない。
5. 記載内容に虚偽があった場合は失格とする。

6. 表彰式について

下記により表彰式を開催し、優れた取組みを実施している者（その代表者または代表者が委任した者）に対して、表彰状並びに記念品を贈呈し、表彰する。

表彰式開催日時：平成 27 年 2 月下旬

表彰式会場：都内会場を予定

7. 本件に関する問い合わせ先

(一社) 日本建設業連合会 ベストプラクティス表彰 事務局

担当：田中、村田

〔TEL〕 03-3553-0703

〔FAX〕 03-3555-2463

〔e-mail〕 kokusai@nikkenren.or.jp

以 上